

営業報告書について

蓮井, 良憲
九州大学法学部

<https://doi.org/10.15017/16190>

出版情報 : 法政研究. 47 (2), pp.317-338, 1981-03. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

営業報告書について

蓮井良憲

- 一 はしがき
- 二 営業報告書の機能
- 三 営業報告書の法規制
- 四 営業報告書の記載事項

一 はしがき

株式会社企業において、企業内容の開示を充実強化し有効にすることが重要視されるに伴い、いわゆるディスクロージャーすなわち開示政策の強化の要請は、今日の株式会社をめぐる立法が直面する緊急かつ重要な課題の一つとなっている。⁽¹⁾この要請にこたえて、たとえば証券取引法が企業内容の開示につき詳細な規制をなし、また近時その強化のための改正をなしていることは周知のとおりである。⁽²⁾

商法は、企業の財務内容の開示については、「会社の計算」に関する諸規定を整備するとともに計算書類についての監査体制を確立して（商三二条以下・二七三条以下・二八一条以下、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律参照）、株主・会社債権者に対し必要にして信頼するに足る会社の財務内容を報告せしめようとしているが、これに反し、会社の営業状況の開示については、営業報告書の記載事項に関する特別の法規制も存しないため、その

記載方法は専ら従來の慣行に委ねられ、その内容も、法の論理によるといふよりはむしろ企業の自主制に基づき社会一般の情報要請を反映した簡単な会社情報にすぎず、会社の營業の経過および会社の現況の眞実を知ろうとする株主などの要請にそうに足る十分な報告とはいへないのが実情のようである。³⁾しかし、いわゆる企業の所有と經營の分離現象が顯著となり、企業經營の實際があげて取締役の手中に委ねられている今日の株式会社にあつては、会社の營業状況に関する的確な説明報告も、財務状況のそれと同じく、企業内容の公開という意味において、株主保護上極めて重要な役割を有するものであり、ことに株式会社企業が今日の社会において占める地位からはとくにそうである。

法務省民事局参事官室より昭和五〇年六月に公表された「会社法改正に関する問題点」と題する意見照会および昭和五四年一二月に公表された「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」ならびに法制審議会商法部会において昭和五五年一二月に確定された「商法の一部を改正する法律案要綱案」は、いずれも株式会社の財務および業務の内容の開示の徹底化の方向で問題提起をなし、そのなかで、營業報告書の記載事項の法定化の可否を会社法改正の重要な課題の一つとしている。これによつても窺れうるように、今日の株式会社法では、会社の營業経過および会社の現況の適切な開示の要請に即応し、かつ法の論理にも即した營業報告書の在り方ないしその法規制が緊急かつ重要な課題となっている。⁴⁾本稿は、この營業報告書につき右の会社法改正の動向をふまえて若干の考察をしようとするものである。

(1) 企業經營の開示は、共同企業者に対する報告としての企業の財務内容の開示から出発し、企業規模の拡大とともに充実強化され、現在では、証券取引法による投資者保護を目的とする公開制度にまで及んでいるが、商法においても証券取引法と調整を図りつつ開示制度の強化が望まれている。たとえば、矢沢・注釈会社法(1)五九頁一六二頁・九三頁以下、鴻ほか「商法・証券法におけるディスクロージャーの位置づけ」商事法務七二二号六頁以下、特集「ディスクロージャーの多角的検討」企業会計三二巻六号六頁以下、渋谷光子「企業經營の公開」ジュリスト五七八号一四五頁以下など参照。

- (2) 神崎「証券取引法改正の動向と企業」ジュリスト五七八号三一頁以下、同・ディスクロージャー（弘文堂法学選書7）六九頁以下参照。
- (3) 田辺「営業報告書に関する実態調査」商事法務四一〇号二頁、佐藤「営業報告書の総合的研究」企業会計二六卷一四号四頁以下参照。
- (4) 黒沢「営業報告書の機能とその在り方」産業経理三五卷一一号一〇頁、竹中「新しい営業報告書を求めて」産業経理三五卷一一号三七頁以下、田村「商法改正の動向と企業」ジュリスト五七八号一八頁など参照。

二 営業報告書の機能

営業報告書は、前営業年度における会社の営業の経過および会社の現況を示す説明書であり、現行商法は、これを計算書類の一つとして、取締役が決算期ごとにこれを作成して監査役の監査を得た後、定時総会に提出してその承認を受くべきものとし（商二八一条一項三号・二八一条ノ三第二項五号・二八一条二項）、かつ、定時総会の会日の一週間前に会社の本店に備え置いて株主・会社債権者の閲覧・謄写に供する（商二八二条）とともに、資本の額が一億円を超える会社にあつては、その謄本を定時総会の招集通知に添附して他の計算書類および監査報告書の謄本と一緒に各株主に送付すべきものとしている（商二八三条二項、商特二五条）。ところで、右の計算書類のうち、貸借対照表および損益計算書ならびに附属明細書についてはその記載方法が具体的に定められている（商改施四九条、計算規一条参照）が、営業報告書についてはその記載方法ないし記載事項に関する定めはなく、また、計算書類中における会社情報開示機能の分担も明確であるとはいいがたい。そのために、実際の営業報告書における会社の営業の経過および会社の現況の開示は、各会社の取締役の裁量により単に営業の概況を説明するにとどまり、しかもその説明も売上高と当期利益の額以外に実質的に意味のあるものは少なく、その詳細な開示は、定時総会の直後に株主に対して総

会決議とともに送付される事業報告書によりなされているのが現状である。事業報告書には、定時総会提出の貸借対照表・損益計算書・営業報告書および利益金処分(案)に加えて、社長(会長)の挨拶、最近数年間の業績の推移、所有者別・所有数別および大株主の株式保有状況、新株および社債の発行状況、従業員の状況、新製品・新技術の開発状況、最近二決算期の貸借対照表・損益計算書および利益金処分などが記載されるのが普通であるが、事業報告書の送付は、総会決議の通知と同様、商法が要求するものではなくして会社が株主に有益な情報を提供するとともに株主との意思疎通をも図りうるよう自主的に行っているものである。¹⁾

しかし、商法が、計算書類の作成につき、営業報告書を貸借対照表および損益計算書のつぎに掲げている(商二八一条一項)ところから推測すれば、その機能は、少なくとも計理体系上は貸借対照表・損益計算書の補足説明の点に存し、かつ、これらの財務諸表と一体となって利益処分案にも深く関係するところにあるとみるべきであろう。²⁾³⁾それゆえ、法律上の営業報告書は、右の財務諸表に収められるべき以外の会社情報を広く開示報告し、しかもそれを直接送付することにより、株主が定時総会における議決権の行使とりわけ利益金処分の決定、取締役・監査役の任免につき十分な判断をなしうるに足る有益な資料としての機能を有するものといわなければならない。すなわち、営業報告書は、貸借対照表および損益計算書に表示された企業内容に関する数額(計数的表示)につき、その背後にある事実と意味とを説明し、かつ、数額では表示しがたい事実をも文章で説明することにより、会社の営業の経過と会社の現況についての正確かつ真実な情報を株主などに理解せしめうるよう説明報告するための機能を有する。したがって、営業報告書は、会社経営に関する単なる情報宣伝のためのものではなく、株主保護とくに株主がその権利行使をなすために必要・有益な会社の営業状況につき虚偽も誇張もなく真実そのものを記載して報告することを任務とし、その核心は、あくまで会社本来の事業遂行の結果についての説明報告、つまり株主の出資から成る資本を取締役がどのよ

うに運営しまた運営しようとしているかという会計責任の履行の点に存するとみるべきである。その意味において、營業報告書は、取締役の企業経営をめぐる行動の在り方とその真实性を示す手段として最もすぐれた意思疎通の場を提供するものである⁽⁴⁾とともに、これを定時総会の開催前に株主に直接送付することにより、企業経営の実体を握る者に対する有効適切な監視態勢を確保し、取締役の不正な行動を抑止して適切な企業活動をなさしめるための促進的効果をも併せ有するものといえる⁽⁵⁾。ことに、大規模会社の事業遂行が単に経済的側面においてのみならず、社会的・政治的にも大きな影響力を有し、その取締役が社会の現実の要請に応じて経営行動を行うことが強く要請されている現在においては、營業報告書における企業経営の開示は、いっそう強化されるべきものといわなければならない。

(1) 昭和四九年改正商法が、營業報告書の監査役監査を義務づけ(商二八一条二項・二八一条ノ三)、その謄本を定時総会の招集通知に添付して各株主に送付することとした(商二八三条二項)ことから、營業報告書は、右の改正前商法の下で各会社が任意に総会招集通知に添付していた「營業の概況」報告書ではなく、法定の營業報告書となったため、これと従来から会社が定時総会終了後に発行していた任意の「營業報告書」と区別するため、前者を「營業報告書」とし、後者を「事業報告書」とし、これが一般化しているのが現状である。

(2) 營業報告書は、会計帳簿(商三二条以下)に基づいて作成されるものではなく、また、その目的は会社の營業状況を明らかにするにあるから、商業帳簿でないことはもとより、財務諸表にも属しないと解する。矢沢・企業会計法講義(改訂版)四八頁、山村「商法上の營業報告書」産業経理三五卷一一号一七頁、反对、服部・注釈会社法(6)二二頁。なお、企業会計原則ならびに財務諸表規則は、營業報告書を財務諸表から除外しており、また、企業会計原則と関係諸法令との調整に関する連続意見書(昭和三五年大蔵省企業会計審議会)「財務諸表の体系について」も、營業報告書は必ずしも会計帳簿に基づいて作成される報告書ではないので、これを財務諸表の体系から除くことが望ましいとしている。

(3) 黒沢「營業報告書の機能とその在り方について」産業経理三五卷一一号一二頁参照。

(4) 竹中「新しい營業報告書を求めて」産業経理三五卷一一号四六頁参照。

(5) 田村「商法改正の動向と企業」ジュリスト五七八号一七頁参照。

三 營業報告書の法規制

(1) わが国では、明治三二年の商法以来、營業報告書は計算書類の一つとされている⁽¹⁾（明三二年商法一九〇条・一九二条、現二八一条一項三号・二八一条ノ二・二八一条ノ三第二項五号・二八二条・二八三条一項）が、その記載方法ないし記載内容に関する定めを設けていない（商改施四九条・計算規一条参照）。これは、營業報告書の記載事項が会社の規模や營業の種類に依じて多種多様とならざるをえない以上、その記載方法ないし記載内容を各会社の自主制に委ねるのが妥当であるとみたためであろうが、その根底には、恐らく、明治三二年制定当時の商法が株式会社の機関構成につき株主總會中心主義を採り、かつ当時は企業の所有と経営も一致していたため、株主は会社の経営に關与してその營業状況を十分に知ることができ、また、取締役による企業経営に対する株主の監視・統制も現実に及びうるとする思想がひそんでいたものと推測することができよう⁽²⁾。そうであるとすれば、企業の所有と経営の分離に伴ない、株式会社の経営についての機関構成が株主總會中心主義から取締役會中心主義へと移行し、株主の企業経営に対する統制も現実に及びえなくなっている現行法の下では（商二三〇条ノ二参照）、株主とくに一般株主の保護の重点は、株主がその投下資本の運用の適否を知り、かつ、取締役による企業経営の評価をなし、その信任の可否を判断するという取締役の行動に対する監視態勢の確保の必要上、会社の経営状況についての真実かつ正確な開示の面に移行せざるをえず、また、実態調査上も、株主とくに一般株主は、会社から直接送付される營業報告書その他の文書をよく読んでいるのが実情であれば、ディスクロージャーすなわち開示政策の充実強化の面からも、株主に容易かつ有益に利用できる營業報告書の作成が強く要請されることとなる。この要請に應えるためには、營業報告書の記載内

容が有益であることを必要とするから、結局、基本的立場としては、必要・有益な最小限の記載事項を法定化するた
 めのなんらかの法規制の設定が急務とならざるをえない。ことに營業報告書の謄本が、定時總會の招集通知に添付さ
 れて株主あてに送付される現行法の下では（商二八三条二項）、いわば直接公開としてその記載事項の法定化の意義
 と効果は大きいからである。⁽⁴⁾のみならず商法が、監査報告書に、「營業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ」につき報告
 をなすべき旨を定め（商二八一条ノ三第二項五号）、營業報告書の内容についての客観的証拠の存在ないしその真実
 性に関する監査役の意見表明を求め、さらに、その記載内容の正確性を保証するために、營業報告書の虚偽の記載に
 つき取締役が民事責任を課し（商二六六条ノ三第一項後段）、また、これに記載すべき事項の不記載や不実の記載に
 つき取締役の刑事責任を定め（商四九八条一項一九号）、その真実性と完全性を要求していることからみても、その
 記載内容の基準を定めることは必然のものとならざるをえない。そしてそのことは、企業經營者たる取締役が開示を
 通して株主との意思疎通を十分に図るための最適の方法ともいえる。

(2) 法務省民事局参事官室は、昭和五〇年六月に「会社法改正に関する問題点」を公表して会社法の根本改正につ
 いての意見照会をなし、そのなかで、營業報告書の記載事項を法定すべきか、また法定すべき場合には、一般的な營
 業状況のほか、とくに記載すべき事項として九つの事項（1）重要な財産の得喪変更に関する事項、（2）株式・社債の発
 行等に関する事項、（3）自己株式等に関する事項、（4）子会社等に関する事項、（5）役員報酬に関する事項、（6）役員・支配
 株主等と会社との利害に関する事項、（7）従業員の人数、給与総額等に関する事項、（8）公害の防止、消費者の保護その
 他社会との関係において生じた問題およびそれに対して講じた措置に関する事項、（9）重要な寄附に関する事項）を例
 示してその適否を尋ね、その後、昭和五二年五月に「株式制度に関する改正試案」を、昭和五三年一二月に「株式會
 社の機関に関する改正試案」を、それぞれ発表してそれらのなかで營業報告書に関し、自己株式の取得、自己株式を

債権の担保にとるとき、会社のなす無償供与、使用人兼務取締役の報酬の開示、監査役の報酬額、取締役のなす競業取引・自己取引などをその記載事項とするかどうかを検討事項とする旨の意見照会を行っている。そして、これらの意見照会をふまえて、昭和五四年一二月に「株式会社法の計算・公開に関する改正試案」(以下、単に改正試案という)を公表し、株式会社法の財務および営業内容の開示についての改正方向を明らかにし、これに関する意見照会を行っている。右の改正試案は、商法上の会社内容開示制度として、営業報告書(改正試案によれば「業務報告書」という。以下同じ)の記載事項を省令により具体的に法定し(第一五および注(一))、これとの関連において附属明細書の記載事項を拡充するとともに(第一六および注(一))、半期報告制度および連結開示制度を直接開示の形態において商法中に導入し(第三・第四)、また、貸借対照表に加えて損益計算書をも公告せしめ、さらに計算書類等の商業登記所における公開の方向(第五)を示している。昭和五五年一二月に確定された会社法改正要綱案も営業報告書については右の改正試案における改正方向を大略踏襲している(第一商法の一部改正 第七の一・二、第二株式会社法の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正 第一の四一参照)。

ところで、企業内容開示の方法には、開示情報を含む書類をその利用者へ送付する方法で行う直接開示のそれと、そのような書類を所定の場所に備え置いてその場所で利用者の閲覧・謄写に供する間接開示のそれとがある。計算書類のうち、営業報告書と附属明細書は、貸借対照表および損益計算書により開示される計数的情報以外の会社の財務および業務の内容を開示するための書類であるが、営業報告書は定時総会の招集通知に添付して株主に送付されるものとされる(商二八三条二項、なお、商特二五五条参照)のに対し、附属明細書は会社の本店に備え置いてその場所で株主等の閲覧・謄写に供されるものとされている(商二八二条)から、前者は直接開示、後者は間接開示ということになる。⁽⁶⁾改正試案が、営業報告書の内容は定時総会に報告しなければならぬが、附属明細書の内容はその必要がない

ものとし、また、記載内容は營業報告書のそれよりも附屬明細書のそれを詳細にしているところからみれば、改正試案は、両者の区別の基準を定時總會における記載内容の報告の要否ないし記載内容の精疏の要否に求めているともいえないが、一般に両者の区別の基準は会社の費用負担の要否に求められている。⁽⁸⁾ すなわち、營業報告書はすべての株主に送付されるものである以上、その作成・送付につき会社は多額の費用を負担することとなるが、附屬明細書は会社の本店所在地における閲覧または利用者が合理的な費用を支払ってその謄本または抄本の交付請求をなすことよって行われるからである。したがって、改正試案によれば、株主に直接開示するに足る事項とは何かについては、既述の營業報告書の機能ないしその本質の面よりもむしろ会社の費用負担の面に重点がおかれることとなり、開示すべき会社情報もおのずから一定の限界を画さざるをえなくなるであらう。そうであるとすれば、營業報告書の記載事項の法定化は株主に対する直接開示の効果を考慮した必要有益な比較的少数の重要な事項に限られることとなる。ちなみに、營業報告書を株主に直接送付すべきものとする立法としては、イギリス会社法上の取締役報告書、アメリカ証券取引所法上の株主宛年次報告書、フランス会社法上の取締役報告書などがあり、現にわが国の營業報告書の改正に際してはイギリス会社法上の取締役報告書がより参考とされているといわれる。⁽⁹⁾

(3) イギリス会社法においては、企業経営の開示は取締役報告書においてなされる。この取締役報告書は、取締役がこれを作成し会計監査役の監査を経て、株主總會の二日前に株主・社債権者その他貸借対照表の写しの受領権限ある者あてに送付されるとともに、貸借対照表に添付して株主總會に提出されるものであって（一九四八年会社法一五八条、一九六七年会社法一五・二四條）、その目的は、財務諸表では開示しえない重要な情報を取締役の責任において開示せしめ、取締役が株主の信認に応えるようその職務を遂行しているかどうかの判断資料たらしめるにある。一九四八年会社法は、この取締役報告書の記載内容を定めて、株主が会社の状況を把握するに必要な限りで、営

業年度における会社・子会社の営業状況、重要な変更の記載を要求していた（同法一五七条）が、実際には、会社経営情報の報告としては貧弱でありかつ形式的で株主等に対する企業経営の状況の開示としては殆ど価値がないとの批判が多かった。そこで、取締役報告書の記載事項の改正を勧告したジェンキンス委員会の報告に従い、一九六七年会社法は、一九四八年会社法の一部を修正し、取締役報告書の記載事項を具体的・個別的に定めることよってその嚴格化を図り、ここに取締役報告書は、財務諸表では表示しがたい会社経営情報の源泉として有意義なものとなったといわれている。⁽¹⁰⁾この取締役報告書の記載事項は、つぎの諸事項である。(イ) 会社業務の状況（一九四八年法一五七条一項）(ロ) 利益配当予定額（同法一五七条一項、なお、同法附則一一四条参照）、(ハ) 引当金繰入予定額（同法一五七条一項、なお、同法一六三条二項参照）、(ニ) 当該営業年度における取締役の氏名（一九六七年法一六条一項）、(ホ) 当該営業年度における会社・従属会社の主要な営業活動とその重要な変更（同法一六条一項）、(ア) 固定資産につき生じた重要な変更、とくに土地に関する権利より構成される資産の年度末市価が貸借対照表の簿価と著しく異なり、かつ、その差額につき取締役が株主・会社債権者の注意を促すに足る重要性を有すると認めたとときは、その差額の明細（同項(a)、なお、一九四八年法附表八Ⅲ、一九六七年法一六条二項参照）、(b) 当該営業年度の発行にかかる株式・社債の詳細（同項(b)）、(c) 取締役が利害関係を有する会社業務に関する契約の開示（同項(c)、なお、一九六七年法一六条三項、一九八〇年改正会社法五四条―五六条、五九条参照）、(d) 取締役が株式または社債を取得することにより利益を得る目的を有する協約（同項(d)、なお、一九六七年法二七条―三一条参照）、(e) 取締役が会社・従属会社の株式・社債につき有する利害関係（同項(e)）(ヘ) 会社が数種の異なる事業を営む場合における各種事業の取引高の割合、その有利性に関する事項（同法一七条）、(ト) 従業員の週間平均人数とその年間賃金高（同法一八条）、(チ) 従業員の健康・安全および福祉に関する情報（一九七四年の労働に関する健康および安全のための法律七九条一項・

二項参照）、(ウ) 政治的または慈善的目的のために行った寄附金に関する明細（同法一九条）、(ク) 輸出に関する明細（同法二〇条）、(ケ) その他、取締役の判断により、会社の営業状態を理解せしめるため重要と考えた事項、ただし、そのような事項の開示が会社または従属会社の営業に支障を来すおそれのあるときは、この限りではない（同項(f)）。なお、取締役の報酬に関する明細は、取締役報告書中で記載することを必ずしも要求されず、年次報告書に含まれる計算書類への注記で足りる（一九六七年法六条一項・二項参照）。これによれば、取締役報告書の記載事項は、(イ) 会社の営業状況に関する報告事項と、(ロ) 貸借対照表・損益計算書の補足説明に関する事項を主とするほか、(ハ) 会社の社会的責任などに関する事項をも含み、その限りで、株主などの利害に関する伝統的開示の原理を超えて進展し、営業報告書の在り方の一つの新しい型を示すものといえよう。⁽⁴¹⁾

アメリカ合衆国の一九三四年証券取引所法の下での証券取引委員会規則においては、株主宛年次報告書はすべての株主に送付しなければならないとするとともに、その記載事項として、つぎの事項を定めている。(イ) 最近二事業年度の比較財務諸表、(ロ) 会計原則・方法の相違の説明、(ハ) 監査証明、(ニ) 最近五年間の営業成績の要約、(ヒ) 事業の性質・範囲の説明、(ヘ) 産業セグメント別、製品・サービスの種類別、国内・国外別営業活動、輸出売上に関する情報、(コ) 取締役・業務執行役員の職位、(ク) 四半期別株価および配当額のほか、(ケ) 株主が書面で請求するときは会社は証券取引委員会に届出る年次報告書（一〇—K報告書）の写しを無料でその株主に送付すべき旨の記載（同規則一四a—三、一四a—(b)(4)・一四c—(a)(4)）。この株主宛年次報告書は、企業経営者と株主との間の通信の最も有力な手段と考えられていたが、実際には、委任状勧誘規則によって要求される基本的な財務情報以外には意味のある情報を示していないといわれていたため、一九七四年には、「過去の営業成績の要約」のうち当期と前期、前期と前前期の間の重要な変化を中心にマネジメントの討議と分析の報告をなす旨の規則改正がなされ、株主は、これによつ

て証券発行会社の営業、経営者、活動および財務状況に関する意味のある情報の提供を受けるようになったといわれる。⁽¹²⁾

フランス会社法においては、取締役報告書は、会社の業務執行およびその事業の進展状況に関し、株主が事情を熟知のうえ意思を表明し、かつ調査のうえ判断を下すことができるに必要な書類として株主に送付すべきものとされており（一九六六年七月二四日会社法一六二条一項・二項、一九六七年三月二三日令一三五条四号）、その記載事項として、最終営業年度中における会社の活動、子会社のあるときはその子会社の活動、会社活動の成果、実現した進展または発生した困難、将来の展望および最近の五営業年度の成果を示している（一九六七年三月二三日令一四八条⁽¹³⁾）。

なお、ヨーロッパ会社法改正案（一九七五年）は、営業報告書に相当する年次報告書について、何びとも株主總會招集の通知の日以降これを無料で会社から交付を受けることができ、その旨は招集通知において明らかにしなければならぬとしている（同改正案二一六条二項）。そして、年次報告書の記載事項として、(i) 会社の業務および状況の進展についての詳細な状況、(ii) 本法その他の条項において記載を必要とされる事項、(iii) 年次の終了後生じた重要な事実、(iv) 会社の将来の進展の見通し、(v) 特に研究および開発の分野における資本使用の提案、その規模およびそれに伴って生じる支出の額を示している（同改正案一九五条⁽¹⁴⁾）。

このように、諸外国における会社法は、企業経営の開示について営業報告書の記載事項を法律または命令により定めまた定めようとしているのであってみれば、営業報告書の記載方法ないし記載事項の法定化の必要性は、法の論理的帰結であるとともに国際的同意であるともいえるであらう。

- (1) わが国における營業報告書の端緒は、明治五年の国立銀行条例のもとでの考課状(明治七年一月一日第一国立銀行「第一期実施考課状」)にみられ、そこでは、考課状は、財務表と区分され、事業概況、財務表の補足説明、配当宣言を含む決算諸表の総括報告書の位置を占めていたといわれる。詳細については、三代川「營業報告書の研究」経営経理研究二二号一二八頁以下およびその引用諸文献参照。なお、商法上、營業報告に関する規定は、すでに明治二三年法律三二号による旧商法一九二条・二〇〇条・二一八条においてみられたことは周知のとおりである。
- (2) 星川「株式会社における経営情報の開示」取締役忠実義務論一六四頁参照。
- (3) 大和証券調査部編・一九七六年版株主總會白書(商事法務七五一号)六九頁参照。
- (4) 矢沢・企業会計法講義(改訂版)四五頁・四六頁、矢沢ほか「株式会社の計算・公開」商事法務七〇九号一〇頁、北沢ほか「会社法の根本的改正の問題点」ジュリスト五九三号三三頁(矢沢発言)参照。
- (5) なお、証券取引法が要求する定時的な開示は、有価証券報告書の公開を中心として行われるが、これについては、神崎「商法上の会社開示制度」神戸法学雑誌三〇巻一五一頁以下、同・ディスクロージャー(弘文堂法学選書?)六九頁以下参照。
- (6) 武田「營業報告書と附属明細書の役割区画」税経通信三四卷一三三号一〇二頁、神崎「改正試案における開示制度」月刊監査役一三二号一四頁、同「業務報告書の記載事項の法定化」商事法務八六三三三頁、江村「計算規定の改正をめぐる最近の動向」月刊監査役一二八号一頁参照。
- (7) 江村・前掲月刊監査役一二八号一三三頁参照。
- (8) 元木「株式会社の計算・公開に関する改正試案の解説」(会社の計算・公開改正試案の論点)一四頁参照。
- (9) 西ドイツ株式法上の營業報告書、フランス会社法上の状況報告書、アメリカ証券取引所法上の証券取引委員会届出の年次報告書(一〇—K報告書)は、いずれも株主への直接送付が法律上当然に義務づけられていない(西ドイツ株式法一四八条、フランス会社法三四〇条、アメリカ証券取引所法一三条(a)項)。したがって、これらの比較法的検討は本稿では省略することとしている。
- (10) イギリス会社法上の取締役報告書については、蓮井「營業報告書についての一考察」(企業法の研究・大隅先生古稀記念)一六一頁以下、吉川「營業報告書による会社情報の開示」修道法学三卷二四七頁以下、大矢知「イギリス營業報告

書の現状」會計一一八卷二号二頁以下など参照。

- (11) 一九七三年の保守党政府の会社法改正白書は、公募会社に対し、株主・投資家・会社債権者などの保護のため、多数の事項を取締役報告書の記載事項として採り入れてこれを公開せしめ、単に財務的基準からだけでなく社会的基準からも会社の経営活動を判断しうる機会を与えようとしている。なお、星川川内「英国改正会社法（一九七四年）案」商事法務六八八号六三頁、イギリス労働党青書における取締役報告書の開示については、星川川内・商事法務七〇二号二九頁以下参照、一九八〇年のイギリス会社法の改正に際しての開示規制の強化については、酒巻「一九八〇年のイギリス会社法の改正（下）」—EC第二指令の実現—」商事法務八九二号一九頁参照。

- (12) 平松「アメリカ企業の年次報告書記載事項」企業会計三二卷三号一一八頁、同「アメリカ営業報告書の現状」會計一一八卷二号一六八頁以下、神崎「商法上の会社開示制度」神戸法学三〇卷一号二三頁参照。

- (13) 野村「フランス営業報告書の現状」會計一一八卷二号五四頁以下、山口加藤「フランス新会社法（四）」阪大法学七〇号一八四頁以下参照。

- (14) 法務大臣官房司法法制調査部訳・ヨーロッパ会社法案一五八頁参照。

四 営業報告書の記載事項

(1) 営業報告書は、企業内容の開示の手段であるが、それが有益なものとなるためには、その記載事項が具体的に法定されていることが必要となる。その記載事項の法定化に際しては、基本的には、既述の営業報告書の性格ないし機能のみならず、開示事項は企業秘密のそれには及びえないとする基本原則との調整や従来の慣行として作成され總會終了後株主に送付されていた事業報告書との調整も考慮しなければならない。改正試案は、現行商法と同様その計理体系上営業報告書を財務諸表である貸借対照表・損益計算書のつぎに位置づけ、監査役監査により、その内容の真实性を保証するための証拠としてかつ監査役の計算書類同意についての重要な情報源として機能するものとみ、しかも定時總會の招集通知に添付して株主に直接送付すべき書類の一つとしている。この点からみれば、改正試案は、営

業報告書をして、取締役による会社経営の在り方と株主の利益との調整を図る接点たらしめ、開示政策を通じて株主に取締役の経営行動を監督是正せしめるための基礎資料となるよう位置づけようとするものといえよう。そうであるとするれば、營業報告書の在り方は、各会社の経営目標に即し会社全体の營業状況につき株主に誤解を生ぜしめないよう必要にして有益な重要事項を選択して記載すべきであり、その記載内容が形式化して無意味となり単なる宣伝に墮する結果となることを極力抑制すべきである。そのためには、既述の諸外国における近時の營業報告書に関する立法規制のように、量より質を問題とし簡潔にして有意義な最低限の記載事項は、これを法定化すべきである。昭和四九年の改正商法により計算書類および監査報告書の株主に対する送付が商法上要請され（商二八三条二項）、相当の年月を経て以上、右の意味における營業報告書の記載事項の法定化には、実務上もさして困難を伴うものとはいえないからである。

(2) 前改正試案の營業報告書の記載事項の法定化に対しては、株主の権利行使を適切なものとするという立場から、その記載事項は会社の業務に関する重要事項であることとして、基本的には賛成であるとする意見も有力である（日本弁護士連合会八昭五五年三月一日五、東京証券取引所、大阪証券取引所八昭五五年四月一日五、日本監査役協会八昭五五年三月二六日、日本公認会計士協会八昭五五年三月二五日、経済同友会八昭五五年三月二一日の各意見参照）が、反対の意見も多い。¹⁾ 反対意見は、營業報告書の記載事項を法定化すれば、記載内容が膨大化し易く、その作成と株主への送付のコストが高くなり、また記載事項を多くすれば株主総会で特殊株主に追及の有力な武器を与え易くなる、記載事項の法定化により、開示についての各会社の創意は減殺され、会社間の開示をめぐる競争意欲をそぎ、かえって開示政策の後退を招く結果となり易い（経済団体連合会八昭五五年二月二六日五の意見）、記載内容の法定化は、現在の事業報告書による会社の自由発想に基づく業務内容の公開の芽をつみとるから、開示について

は会社の自主性を尊重すべきである（大阪工業会八昭五五年三月一日Vの意見）、会社の營業の経過および会社の現況を記載するとの概括規定で足りる（經濟団体連合会八昭五五年二月二六日V、全国銀行協會連合会八昭五五年三月一八日Vの各意見）などを理由としている。

しかし、營業報告書の記載事項を法定化しても、これを慎重に検討された最低限のものとしておくならば、記載事項の肥大化、作成・送付のコスト高には別段影響を与えず、また、記載事項を限定せず時代の要請にもせうるよう取締役に裁量の余地を与えておくならば、開示方法についての各会社の創意工夫を減殺することもない、のみならず記載事項の最低限を法定することは、それが直ちに各会社の自由な発想の芽をつみとるものではなく、問題は自由な発想でもどのような手段で行うかにあるといふべきである。また、監査報告書における報告（商二八一条ノ三第二項五号参照）や營業報告書に記載すべき事項の不記載や不実の記載につき取締役に科せられる刑事責任の規定（商四九八条一項一九号）も、記載事項を法定化することによりはじめて適切な運用をなしうるものとなるわけである。⁽³⁾さらに、ディスクロージャーすなわち開示政策の制度は、本来自由經濟体制を支えるための重要な一つの支柱であつて、その充実を図るべき必要があることはもちろんであり、しかもそれは株主を保護するためのものである以上、かりに開示内容が会社にとり好ましくないものであつても株主保護上必要不可欠な事項である限り記載すべきであり、開示についての企業の自主制をそぐとの理由でこれらの事項の記載を放棄し、会社に都合な内容のみを開示させることは妥当とはいいがたい。⁽⁴⁾このようにみるならば、營業報告書の記載事項の法定化に対する右の反対意見には問題があるといわざるをえない。その意味において、法制審議會商法部会が、会社法の改正に際し、昭和五〇年六月の当初より營業報告書の記載事項の法定化の方向で検討を進めていることは当然であるといえよう。

ところで、企業内容の開示制度は、本来企業の自主制とはなじみがたく、ややもすれば企業の広告宣伝の手段と化

し易い性格のものであるから、この制度は、法制度として確立したうえで実施すべきが効果的であり、それがディスプレイジャーをして有意義たらしめるものといえるが、そうであれば、営業報告書の記載事項の最低限は、これを商法自体において規定すべきが妥当ではないかとも考えられる。昭和五〇年六月の法務省民事局参事官室の意見照会はこの方向を採る（第五の二参照）のに対し、昭和五四年二月の改正試案は、新しい時代の要請にも速に対処しようようこれを省令で定めるべきである（一の五（注）（一）参照）とし、昭和五五年一二月の会社法改正要綱案も同様の方向を採ろうとしている（同要綱案第二株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部改正 一の四（一）参照）。

(3) 営業報告書の記載事項の法定化を前提とし、その記載内容につき一応の基準をみれば、一般的には、会社の当該営業年度における営業の経過および会社の現況を明らかにする重要な事項を中心とし、会社情報の開示に関する附属明細書などの法規制との調整や監査対象事項すなわち会計監査人の責任の及ぶ範囲をも考慮し、営業報告書が株主に對する有意義な開示手段として十分に機能しうるようにすべきである。改正試案は、営業報告書につき部分的に会計監査人の監査対象となる事項をも含めて九項目の開示事項（a）重要な会計方針、（b）子会社に関する事項、（c）大株主に関する事項、（d）過去三年間の営業成績の比較、（e）重要な後発事象、（f）役員の数および報酬総額、（g）会社のなす無償供与などに関する事項、（h）会社の業務の状況および将来の見通しについての検討の結果、（i）その他会社の業務に関する重要な事項）の記載を提案している。いま、右の立場から、諸外国における法規制をも参照にしつつ、改正試案における営業報告書の記載事項をみれば、つぎのようにいえるであらう。

(イ) 会計事項

(a) 重要な会計方針 重要な会計方針とは、会計の原則・基準・慣行・手続を意味し、これについては、財務諸表

作成につき現に利用されているものだけでなく、当期に会計方針の変更が行われた場合にはその理由および概要をも記載すべきであろう。⁽⁶⁾この会計方針に関する記載については反対説が多く、⁽⁷⁾営業報告書よりも貸借対照表および損益計算書の「注記」で足りると解するのが妥当とおもう。

(b) 過去三年間の営業成績の比較 会社の営業状況の時系列的評価のための会社情報の提供は、株主が現在および将来の株式投資価値を判断しうるなどその利益保護上重要であり、また取締役の経営責任を判断するにつき重要な意味を有する。その記載は、株主の理解を容易にする合理的なものであれば足り、その様式は、過去三営業年度に関する貸借対照表、損益計算書をも並べて表示し、⁽⁸⁾または会社の部門別の営業成績の比較表示などで足りる。国際会計基準一号は、「財務諸表は、当期に対応する前期の数値を示さなければならない」(同号二一項)として、過去二年の営業成績の数値を比較して示す旨を明らかにしているが、記載される年度の数値は、比較障害が存在する場合には過去の数値を比較可能なものに修正する手掛りを提供する意味において参考とすべきであろう。

(ii) 状況報告

(a) 会社の業務の状況 会社の営業状況の説明報告は、株主が会社の営業状態を知るうえで欠くことのできないものである。会社の営業状況の説明は、当該営業年度における抽象的な営業状況の検討結果のみでなく、営業の経過の概要を説明し、会社業務の状況が明白にかつ会社の実体に即して把握されうるようにすべきである。その記載に際しては、会社またはその子会社の業務が害されない範囲で会社業務の評価資料となるに必要な報告を行うべきであり、主要事業部門別の記載をもなすべきである(イギリス一九四八年会社法一五八条一項、西ドイツ株式法一六〇条一項、ヨーロッパ会社法改正案一九五五年など参照)。なお、通常の営業過程以外の重要な財産の得喪・処分、概要、会社の営業または財産状態に重大な影響を及ぼす訴訟事件をも記載すべきであるが、企業秘密に属する事項について

は、開示しないことにより株主の判断を誤せる場合には開示により得べき株主の利益と秘密保持により得る会社の利益を比較較量して判断すべきこととならう。⁹⁾

(b) 後発事象 直近営業年度終了後発生した重要な事実はこれを記載すべきである。営業報告書には、営業年度内に生じた事項のみを記載すれば足りるともいえるが、後発事象も会社の現況を正確に把握せしめるものとして重要であるからである（国際会計基準一〇号参照）。

重要な事実にいう重要性の程度は、たとえば地震による工場の破壊、重要な取引先の倒産など会社の財産・損益の状況につきその情報を知らないで判断すれば支障があるかどうかを基準とすれば足り、またその記載に際しては内容および影響を開示することを必要とするものと解する（西ドイツ株式会社法一六〇条一項、ヨーロッパ会社法改正案一九五条二項(a)参照）。

(c) 将来の見通し 株主は、会社の業務が将来いずれの方向に向うかにつき重大な利益を有するから、株主保護上経済環境をふまえて具体的な状態を報告説明すべきである。その記載は、株主が自己の投下資本の運用状況を知り、将来の投資判断の資料となるべき内容を含むことが重要となる（フランス一九六七年三月二三日令一四八条、ヨーロッパ会社法改正案一九五条二項(b)、アメリカ証券取引委員会報告書様式一〇一Kもつともアメリカではミスリードのもとになるとして記載に消極的であるといわれている¹⁰⁾など参照）。「将来」とは具体的にどの程度の期間かは、立法に際し合理的期間を定めることとならう。取締役が将来の見通しを誤るときは、その資質が判断されるという重要な効果を伴うが、取締役が将来の見通しの検討につき故意・過失が認定されず、十分な注意をなして判断したときには、見通しの誤りがあっても取締役の責任は生じないと解すべきである。¹⁰⁾

(d) その他会社との特殊関係事項

(a) 大株主に関する事項 これは、会社の所有関係に関する情報で、株主の関心も高いものであって、大株主との株式の相互保有の状況をも含む。従来 of 市販の「会社四季報」などの記載を参考とすれば、上位一〇名程度の大株主名とその持株数等を記載すれば足りるといえよう。

(b) 子会社に関する事項 これは、現実の経済社会にみられる企業結合の存在に即した企業集団に関する情報開示であり、子会社を利用しての粉飾決算に関するものを含む。改正試案は、すべての子会社を対象としているが、事実上の困難をも考慮すれば、重要な子会社の社名とその営業の概況を記載することとし、連結会計の定着とその改善を望むのが妥当とも思われる。⁽¹⁾

(c) 役員の数および報酬総額 役員報酬は株主総会の承認をえており(商二六九条)、附属明細書の開示で足り、またその営業報告書での記載はわが国の経営実態になじまないといえる(経済団体連合会、関西経済連合会、経済同友会経営方策審議会、大阪工業会などの意見参照)が、役員報酬額を社会的に合理的な範囲のものとし、会社役員に対する株主の監督を確立する意味では、これを直接開示させるには合理性がある。この趣旨からすれば、役員間の不合理な配分を株主に知らせる意味も含まれるから、報酬は、取締役と監査役を区分し、取締役については使用人としての給与は別記すべきであり、したがって、各役員を受くべき報酬額の最高額、最低額ならびに平均額の記載をすれば足りるといえる。なお、報酬には、通常の役員報酬のほか、賞与、退職慰労金など役員たる地位に基づき支給されるすべてのものを含むと解すべきであろう。

(d) 無償の利益供与等 これは、企業の社会的責任、会社の非行防止、取締役による会社経営の適否を明らかにするのみならず、特殊株主対策などの問題を含む。会社が社会的存在として会社財産を無償で供与する行為は、会社の営業活動の過程で日常的に行われる。これらの出捐行為を慈善目的など社会的に好ましい会社活動と、政治献金行

為、特殊株主への賛助金・広告代などの好ましくない支出とに区分して記載することが要請される（なお、改正試案一六（注）(s)(t)、一八（注）（一）・一十二（注）（二）参照）。会社役員による会社財産の不当な支出を別に法律によつて規制することが現実には困難を伴うとすれば、これらを営業報告書に記載せしめて株主に直接公開することによりこれを抑制するのがより現実的解決策ともいえる。もっとも、その適否の判断が株主になしうるかどうかとも疑問視されており、正当な寄附を含め、会社業務の円滑な遂行に必要な支出をすべて合計して開示するのにどれ程の意味があるか（経済団体連合会の意見）、これらの行為は一般的開示事項とは性質を異にするものであり、またこの種の規定は運用上解釈がゆがめられることもありうるから、これらの事項は監査役の監査に委ね、営業報告書の記載事項から削除すべきである（日本監査役協会の意見）、また、およそ会社がなす寄附で真実経済的にみて無償の行為がありうるかとの反論もみられ、ここに「無償交付」の意義を具体的かつ明確に規定すべきである（日本公認会計士協会の意見）、との批判もみられる。しかし、会社のなす無償交付等の開示を規定することにより、株主による会社運営の健全性の判断がなされ（イギリス一九六七年会社法一九九条参照）、また、会社はその支出に慎重となり企業の自主的コントロールが働く余地もあるといえる以上、これを記載すべきが妥当といえる。その記載に際しては、慈善的目的のための寄附、政治献金、その他に区分して、それぞれの総額を記載する程度で足りるのではないかとおもう。

- (1) 元木「株式会社計算・公開改正試案に対する各界意見の分析」(二)「商事法務八七四号七頁以下参照。
- (2) 元木「株式会社計算・公開に関する改正試案の解説」(会社計算・公開改正試案の論点)一九頁参照。
- (3) 元木・前掲一九頁参照。
- (4) 神崎「商法上の会社開示制度」神戸法学雑誌三〇巻一号二四頁参照。
- (5) これについての各界の意見については、元木・前掲商事法務八七四号八頁・九頁参照。
- (6) 番場「『計算・公開』改正試案に対する批判」企業会計三二巻五号二六頁参照。

- (7) 各界の意見については、元木・前掲商事法務八七四号九頁参照。
- (8) 元木・前掲会社の計算・公開改正試案の論点二〇頁参照。
- (9) 蓮井・前掲一五八頁・一五九頁参照。
- (10) 元木・前掲会社の計算・公開改正試案の論点一一頁参照。
- (11) 会田「企業内容開示制度の充実強化」企業会計三二巻五号四七頁参照。
- (12) たとえば、河本「ディスクロージャーによる企業の不正不当行為の防止」神戸法学雑誌三〇巻一号五頁以下参照。